

令和元年第1回尾張北部環境組合議会  
臨時 会 会 議 録

会 期 令和元年7月26日（金曜日）

議事日程

- 日程第1 仮議席の指定  
日程第2 議長の選挙  
日程第3 議席の指定  
日程第4 会議録署名議員の指名  
日程第5 会期の決定  
日程第6 諸般の報告  
日程第7 副議長の選挙  
日程第8 議案第6号 尾張北部環境組合監査委員の選任について  
(識見を有する者のうちから選任される者)  
日程第9 議案第7号 尾張北部環境組合監査委員の選任について  
(組合議員のうちから選任される者)  
日程第10 議案第8号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に  
ついて  
日程第11 議案第9号 財産等の取得について  
日程第12 尾張北部環境組合管理者の選挙

---

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	堀 元 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	丹羽 勉 君
第9番	丹羽 孝 君	第10番	高木 義道 君
第11番	市橋 茂機 君	第12番	和田 佳活 君

---

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書 記 長 松山 和巳 君                      書 記 江幡 直利 君

---

説明のため出席した者の職・氏名

管 理 者	澤田 和延 君	副 管 理 者	山田 拓郎 君
副 管 理 者	鈴木 雅博 君	副 管 理 者	千田 勝隆 君
監 査 委 員	岩本 幸松 君	会 計 管 理 者	中村 信子 君
犬山市経済環境部長	永井 恵三 君	犬山市環境課長	高木 衛 君
江南市経済環境部長	武田 篤司 君	江南市環境課長	阿部 一郎 君
大口町産業建設部長	宇野 直樹 君	大口町環境経済課課長	岩田 雄治 君
扶桑町産業建設部長	澤木 俊彦 君	扶桑町産業環境課長	志津野 郁 君
事 務 局 長	坪内 俊宣 君	総 務 課 主 幹	日比野正樹 君
総 務 課 主 査	上條 靖之 君	総 務 課 主 査	杉浦 健浩 君

○事務局長（坪内俊宣君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和元年第1回尾張北部環境組合議会臨時会を始めさせていただきます。

私は事務局長の坪内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

去る4月21日に統一地方選挙が行われ、組合構成市町であります犬山市、江南市、大口町におきまして、議会議員の選挙がありました。組合議員の任期は、組合規約第5条第4項で組合市町の議員の任期となっておりますので、議長は現在欠員となっております。

また、副議長であった組合議員におかれましても、構成市町の議会から組合議員として選出されなかったため、現在欠員となっております。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員の中で、大口町選出の丹羽勉議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

それでは丹羽勉議員、議長席への御着席をお願いいたします。

（丹羽勉君議長席に着席）

○臨時議長（丹羽 勉君） 皆さん、おはようございます。

ただいま御紹介いただきました大口町の丹羽勉でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

議長選出までの間、私が議長の職務を行いますので、よろしく願い申し上げます。

以降は着席して進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変御多用の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、構成市町の5月臨時会において、5名の方が新たに組合議員となりました。議員各位におかれましては、新ごみ処理施設建設に向けて御協力を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本臨時会に提出させていただきました議案は、尾張北部環境組合監査委員の選任についてを初め4議案の御審議をお願いするものでございます。後ほど事務局長から詳しく説明をさせていただきますが、いずれも今後の組合事業を進めていく上で重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重なる御審議をいただき、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

◎開会の宣告

○臨時議長（丹羽 勉君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

これより、令和元年第1回尾張北部環境組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

---

◎仮議席の指定

○臨時議長（丹羽 勉君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席とします。

このたびは、さきの統一地方選挙に御当選され、初めての議会であります。改めて、議員全員の方に自己紹介をお願いいたします。

議席番号1番、犬山市選出の水野議員から順に、自席から自己紹介を着座にてお願いいたします。

○1番（水野正光君） 犬山市議会の水野正光です。どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（大沢秀教君） 犬山市議会の大沢秀教でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○3番（大井雅雄君） 犬山市議会の大井雅雄でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○4番（河合正猛君） 江南市議会の河合です。引き続きこの組合でお世話になりますけど、よろしくよろしくお願いいたします。

○5番（鈴木 貢君） 江南市議会の鈴木貢でございます。よろしくお願い申し上げます。

○6番（堀 元君） 江南市議会の堀でございます。よろしくお願い致します。

○7番（齊木一三君） 大口町議会の齊木でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○8番（丹羽 勉君） 大口町議会の丹羽勉です。よろしくお願いいたします。

○9番（丹羽 孝君） 大口町議会の丹羽孝です。よろしくお願い致します。

○10番（高木義道君） 扶桑町議会の高木義道でございます。よろしくお願い致します。

○11番（市橋茂機君） 扶桑町議会の市橋茂機でございます。よろしくお願いいたします。

○12番（和田佳活君） 扶桑町議会の和田佳活です。よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（丹羽 勉君） ありがとうございました。

---

◎議長の選挙

○臨時議長（丹羽 勉君） 続いて、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（丹羽 勉君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（丹羽 勉君） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に、市橋茂機議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました市橋茂機議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（丹羽 勉君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました市橋茂機議員が議長に当選されました。

議長に当選されました市橋茂機議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました市橋茂機議員から発言の申し出がありますので、これを許します。

市橋茂機議員。

○新議長（市橋茂機君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいま皆様方の暖かい御推挙を賜り、不肖私、市橋茂機が議長の重責を担わせていただきます。何分にも不行き届きな点があろうかと思いますが、皆様方の御指導・御鞭撻をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

また、尾張北部環境組合並びに議会運営並びに発展事業について、粉骨砕身努力いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長（丹羽 勉君） ありがとうございました。

これにて臨時議長の職務を終えましたので、議長を市橋茂機議員と交代いたします。皆様には御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

（丹羽勉君自席へ・市橋茂機君議長席に着席）

○議長（市橋茂機君） それでは、早速であります、会議を継続させていただきます。  
お手元に配付してあります日程表の順序に従って、議事を進めさせていただきます。

---

#### ◎議席の指定

○議長（市橋茂機君） 日程第3、議席の指定を行います。  
議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。  
議席は、ただいま御着席の議席といたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（市橋茂機君） 続きまして、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、議長において、これを指名させていただきます。6番 堀元議員、12番 和田佳活議員、お二人に御指名をいたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（市橋茂機君） 日程第5、会期の決定をお願いいたします。  
会期については、さきの議員代表者会議において協議されました結果、お手元に配付いたしました会期日程（案）のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ておりますことを御報告申し上げます。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（市橋茂機君） 日程第6、諸般の報告を行います。  
本臨時会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。  
以上で、提出議案の報告にかえさせていただきます。  
本臨時会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。  
続いて、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。その内容につきましては、お手元に配付してありますのでよろしくお願い申し上げます。

また、管理者から議案第9号の参考資料の提出がなされております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎副議長の選挙

○議長（市橋茂機君） 日程第7、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、丹羽勉議員を指名いたします。

お諮りいたします。議長において指名いたしました丹羽勉議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました丹羽勉議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました丹羽勉議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました丹羽勉議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

丹羽勉議員。

○新副議長（丹羽 勉君） お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様方から御推挙いただき、副議長に就任させていただくことになりました大口町議会選出の丹羽勉でございます。

さて、新ごみ処理施設の整備に当たりましては、これから検討すべき課題が多くあると思いますが、議会として地域の信頼に応えられるよう、知恵を出し、議論をしまいたいと考えております。

市橋議長とともに、適切な議会運営に努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様方の御支援・御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（市橋茂機君） ありがとうございます。

---

◎議案第6号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（市橋茂機君） 日程第8、議案第6号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてを議題といたしたいと思ひます。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、ただいま上程いただきました議案第6号につきまして御説明させていただきますので、議案第6号の1ページをお願いいたします。

令和元年議案第6号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてであります。

議案第6号は、識見を有する者のうちから選任する監査委員として、岩本幸松さんの選任の同意をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、監査委員 高木正章さんが令和元年7月25日をもって辞職されたことに伴ひ、後任の方を選任する必要があるからでございます。

1枚はねていただきました2ページには、岩本さんの履歴を掲げております。

また3ページには、根拠規定として尾張北部環境組合格約の抜粋を載せております。

以上で、議案第6号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（市橋茂機君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第6号 尾張北部環境組合監査委員の選任について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第6号の採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

---

○議長（市橋茂機君） 休憩前に続き、会議を開きます。

（午前10時17分 再開）

---

○議長（市橋茂機君） ただいま識見の監査委員に選任された岩本さんより発言の申し出がありましたので、これを許可します。

岩本監査委員。

○監査委員（岩本幸松君） おはようございます。

ただいま議長さんより発言のお許しをいただきましたので、一言申し上げさせていただきます。

休憩前に御審議いただき、尾張北部環境組合の監査委員に選任いただきました岩本幸松と申します。どうかよろしく願いいたします。

監査委員の役割、責務を十分受けとめ、組合の運営が適正に行われるように、その職務に努めてまいる所存でございますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（市橋茂機君） ありがとうございます。

岩本監査委員には、臨時会に御出席いただき、まことにありがとうございました。何とぞよろしく願い申し上げます。

続いて、議案第7号の議題に入ります。

除斥事由に該当するため、水野正光議員の退場を命じます。

（1番 水野正光君 退場）

---

#### ◎議案第7号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（市橋茂機君） 日程第9、議案第7号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議案第7号につきまして御説明させていただきますので、議案第7号の1ページをお願いいたします。

令和元年議案第7号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてであります。

議案第7号は、組合議員のうちから選任する監査委員として、水野正光さんの選任の同意をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、監査委員 齊木一三さんが平成31年4月30日に任期満了したこ

とに伴い、後任の方を選任する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページには議案第6号と同様、組合規約の抜粋を載せております。

以上で議案第7号の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（市橋茂機君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第7号 尾張北部環境組合監査委員の選任について、質疑を行います。  
質疑のある方。

（「ありません」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

これより議案第7号の採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

水野正光議員の退場を解きます。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時21分 休憩）

---

○議長（市橋茂機君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時22分 再開）

---

○議長（市橋茂機君） ただいま組合議員のうちから選任される監査委員に選任されました水野正光議員より発言の申し出がありますので、これを許可します。

水野監査委員。

○1番（水野正光君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の御同意によりまして尾張北部環境組合監査委員に選任されました犬山市議会の水野正光です。

監査委員の職務を全うすべく、識見の監査委員の方と誠心誠意努力してまいる所存でございます。皆様方の御指導・御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市橋茂機君） ありがとうございました。

---

◎議案第8号及び議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（市橋茂機君） 次に、日程第10、議案第8号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び日程第11、議案第9号 財産等の取得についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議案第8号につきまして御説明させていただきますので、第8号の1ページをお願いいたします。

令和元年議案第8号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、国家公務員に超過勤務命令の上限が設定されたことに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページをごらんください。

尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。第7条に第3項を追加する改正となっております。改正内容につきましては新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページ、3ページ、条例（案）の新旧対照表をお願いいたします。

第7条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務を規定したものでございます。

4ページをごらんください。

第3項といたしまして、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項を規則で定めることを新たに規定するものでございます。

議案書の2ページにお戻りいただいて、附則でございます。

この条例は、令和元年8月1日から施行するものでございます。

なお、補足といたしまして、尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（案）を御説明させていただきます。

5ページから7ページに改正文を掲げておりますが、8ページの新旧対照表で御説明いたします。

中段やや下の第9条の2をごらんください。

第9条の2は、時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を新たに規定するものでございます。

第1項第1号では、時間外勤務を命ずる時間の上限を定めるもので、ここからは9ページをお願いします。1月において45時間以内、1年に360時間以内と定めるものでございます。

第2号では、他律的業務を業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務とし、この業務の比重が高い部署に勤務する職員に対しましては、前号の規定にかかわらず、アとして、1月で100時間未満、イとして、1年で720時間以内、ウとして、2月から6月の期間において、1月当たりの平均時間が80時間以内、ここからは10ページになります。エとして、1年のうち、1月45時間を超える月数は、6月以内と定めるものでございます。

第2項では、特例業務を、大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものとし、この特例業務に従事する職員に対しては、前項各号の規定する上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができることを定めるものでございます。

第3項では、上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析、検証を行わなければならないことを定めるものでございます。

ここからは11ページになります。

第4項では、前3項に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定めるものでございます。

6ページにお戻りください。

この規則の附則でございます。

中段よりやや下になりますが、附則第1項は施行期日を定めるもので、この規則は令和元年8月1日から施行するものでございます。

附則の第2項及び第3項につきましては、施行日が年度途中である8月1日に対応するための経過措置でございます。

以上が議案第8号の提案説明となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第9号について御説明申し上げます。

議案第9号の1ページをお願いいたします。

令和元年議案第9号 財産等の取得についてでございます。

下記の財産等を取得することについて、尾張北部環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

1の取得する財産等の土地につきましては、(1)の所在地は、江南市中般若町北浦11番、外19筆でございます。

その位置などを示した参考資料を本日配付させていただいておりますので、御参照ください。

(2)の地積は、合計7,530.43平方メートル。

(3)の金額は、1億174万8,064円でございます。

物件移転補償につきましては、(1)の所在地は、江南市中般若町北浦43番、外4筆でございます。

(2)の補償項目は、工作物一式、動産一式、移転雑費一式、立木一式でございます。

(3)の金額は、4,413万3,132円でございます。

2の取得金額といたしましては、土地と物件移転補償の合計となります1億4,588万1,196円でございます。

なお、土地の単価、物件移転補償費につきましては、専門の業者に委託して算定した単価を使用しております。

3の取得目的は、ごみ処理施設建設事業用地としての取得でございます。

4の契約の相手方につきましては、土地と物件移転補償の契約を合わせまして、江南市草井町の伊神さん、外17名でございます。

提案理由といたしましては、ごみ処理施設建設事業用地として財産等を取得するため必要があるからでございます。

2ページから3ページをごらんください。

土地の売買に関する仮契約書の一覧でございます。

13名の地権者から合計16筆、仮契約をいたしました。

4ページをごらんください。

土地売買に関する仮契約書の一覧（三者契約）でございます。

整備事業のために必要な土地を2名の地権者から4筆、仮契約をいたしました。

5ページをごらんください。

物件移転補償仮契約書の一覧でございます。

整備事業のために必要な土地にございます、工作物、動産、立木などの物件を補償するものでございます。2名の所有者と仮契約をいたしました。

6ページ以降は、仮契約書の様式例を添付いたしましたので、御参照をお願いいたします。

なお、これらの契約は議会の議決を得た後、効力を生ずるものでございます。

議案第9号についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（市橋茂機君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、まず議案第8号に関する質疑を行います。

質疑のある方。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 高木義道議員。

○10番（高木義道君） 5ページの他律的業務というふうに書いてありますよね。この他律的業務は、具体的に尾張北部の環境組合ではどんなことに該当するのかということと、あのところに書いてあります100時間未満、この100時間のいわゆる根拠、どうしてこの100時間という時間が出てきたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 他律的な業務についてでございます。

当組合におきましては、現在のところ想定はございませんが、例規上整備しておくということで、今回改正をお願いするものでございます。

また、100時間のほか、いろんな数字が出てございますが、これは人事院が示した数値と同じものであります。

また、職員は組合構成市町から派遣されております。組合構成市町の例規とも整合させるために同様の時間数を規定したものでございます。以上でございます。

○議長（市橋茂機君） 議案第8号について、質疑はほかにありますか。

（挙手する者なし）

○議長（市橋茂機君） ないようですので、それでは議案第8号に係る質疑は終結いたします。

引き続き、議案第9号 財産等取得についてを質疑いたします。

質疑のある方。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 高木義道議員。

○10番（高木義道君） 4ページの三者契約というんですね。当然、取得の必要な土地があって、代替地があって成立するものかと思うんですけども、金額的には例えば、Aの方から1,000万、Bの方の代替地500万としますと1,500万ですよ。Aの方にはその500万の代替地が渡るわけですから、要するに実質お支払いするのは500万ということなんですかね、三者契約というのは。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 今回の契約を例に申し上げます。

議案書でいきますと4ページ、土地等の売買に関する仮契約書の一覧の、三者契約用の表の1番をごらんください。

この1番の契約で申し上げますと、三者というのは、組合、シバタ株式会社さんと大脇さんになります。組合はシバタ株式会社さんから土地を提供していただきますが、そのシバタ株式会社さんも事業を営んでおり、その事業用地のかわりとなる代替地を別の方から提供を受ける

ものでございます。

お金の流れといたしましては、本来、シバタ株式会社さんが代替地の地主さんに支払う土地の購入代金を、組合からシバタ株式会社さんにお支払いする金額の範囲内になりますが、組合が代替地の地主さんに支払い、残額をシバタ株式会社さんに支払うことになります。

このような三者契約の場合、税務署に課税の特例の適用をお認めいただくことが必要でございますが、お譲りしていただく事業用地の代替地を提供していただける所有者に対して、税法上の優遇措置として1,500万円の特別控除も適用されるところでございます。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 高木義道議員。

○10番(高木義道君) ありがとうございます。

その5ページのところに、次の質問ですけれども、立木というんですかね、これの評価というのは200万ほどの評価になっていますけれども、どういった根拠でこの200万ぐらい、何本で幾らとかそういうことなんですかね。

○議長(市橋茂機君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) この立木につきましては、調査いたしましたところ34本でございます。一番高いものとして、幹回りが70センチのビワが24万3,600円、一番安いもので高さ1メートル80センチのウツギという木で8,500円など、34本の合計がこの金額になります。こちらについては、一定の基準をもって専門業者に調査させた結果でございます。

○議長(市橋茂機君) ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それでは、議案第8号及び議案第9号の2議案について、討論を許します。

討論のある方。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 討論もないようですので、討論なしと認めます。

議案第8号については討論もないようですので、続きまして議案第9号について討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時37分 休憩)

○議長（市橋茂機君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時38分 再開）

---

○議長（市橋茂機君） これより日程順序に従って各議案の採決に入ります。

議案第8号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、議案第9号 財産等の取得についての採決を行います。

採決につきましては、簡易採決ということですので、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎尾張北部環境組合管理者の選挙

○議長（市橋茂機君） 日程第12、尾張北部環境組合管理者の選挙を行います。

管理者は、尾張北部環境組合同規約第7条第2項の規定により、組合の議会において、組合市町の長のうちから選挙することになっております。

お諮りいたします。管理者の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

尾張北部環境組合管理者に澤田和延江南市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました澤田和延江南市長を、管理者の

当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました澤田和延市長を管理者に当選されました。

管理者に当選されました澤田和延江南市長が自席におられます。本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で本臨時会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会に当たって、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、終始御熱心に御審議をいただき、全ての案件に対しまして適切なる議決を賜り、無事にこの役向きを終えることができました。厚く御礼を申し上げます。

組合当局におかれましても、会期中、議員の皆様から述べられた御意見を十分尊重されまして、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ここで、管理者より御挨拶を申し上げます。

○管理者(澤田和延君) 管理者といたしまして、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は長時間にわたりまして、慎重に御審議を賜り、ありがとうございました。各議案に対しまして、適切なる御決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本議会では、組合議会の議長として市橋議員さん、副議長として丹羽勉議員さんが就任され、また岩本識見監査委員さん、水野議選監査委員さんの選任同意もいただきました。

また、管理者選挙におきまして、議員の皆様方から引き続き管理者として御推挙をいただき、大変光栄に存じますとともに、ますます責任の重さを改めて感じているところでございます。引き続き、格別の御支援・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日、議員各位よりいただきました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。

いよいよ夏本番となり、ますます暑くなつてまいりました。議員の皆様方におかれましては、十分御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けまして、一層の御高配と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長(市橋茂機君) ありがとうございます。

---

◎閉会の宣告

○議長（市橋茂機君） これをもって、令和元年第1回尾張北部環境組合臨時議会を閉会いたします。

（午前10時45分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議会臨時議長 丹羽 勉

議会議長 市橋 茂機

議会議員 堀 元

議会議員 和田 佳活